

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成27年11月26日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

國民年金關係 1件

厚生年金保険關係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

國民年金關係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1500192号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国) 第1500036号

第1 結論

昭和53年4月から昭和54年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和25年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年4月から昭和54年3月まで

私は、A市役所で国民年金の任意加入手続を行い、昭和52年12月に銀行で同年11月から昭和53年3月までの国民年金保険料を納付した。その後の保険料は口座振替により納付してきたにもかかわらず、請求期間の保険料が未納となっていることに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間は12か月と短期間であり、請求期間の前後の国民年金保険料は納付済みである。

また、請求者は、昭和52年11月に国民年金の任意加入被保険者資格を取得した後、請求期間を除き国民年金加入期間に国民年金保険料の未納はなく、複数回にわたる国民年金の被保険者種別変更手続も適切に行っていることから、年金制度への関心及び保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1500166号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1500074号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月15日の標準賞与額を19万円に訂正することが必要である。

平成20年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月15日

私は、請求期間において、A社から賞与を支給されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっている。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間における標準賞与額は、19万円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定に基づく、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額となっていることが確認できるところ、請求者が提出した請求期間に係る賞与明細書及び預金通帳等から、請求者は、事業主により、平成20年12月15日に賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていることが認められる。

また、請求期間の標準賞与額については、上記の賞与明細書に記載された賞与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主から回答を得られないが、請求期間の賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対して、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年10月16日に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務

を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1500285号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国) 第1500037号

第1 結論

昭和45年4月から昭和48年3月までの請求期間及び昭和57年3月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和23年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和45年4月から昭和48年3月まで
② 昭和57年3月から同年12月まで

請求期間①については、私の母が、昭和45年4月頃にA市役所の窓口で私の国民年金の加入手続を行い、請求期間①の国民年金保険料は、母が母の保険料と一緒に納税組合の集金人に納付していた。また、請求期間②については、B社を退職した直後に、A市役所の窓口で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、請求期間②の国民年金保険料は、最寄りの金融機関で納付していた。請求期間①及び②が国民年金の未加入期間とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②を除き国民年金の被保険者期間に国民年金保険料の未納は無く、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、請求期間①については、一緒に国民年金保険料を納付していたとする請求者の母親の請求期間①と同時期の保険料は納付済みであり、請求期間②については、10か月と短期間である。

しかしながら、請求期間①については、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「手帳記号番号」という。）は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和52年11月15日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、同年11月以後に請求者の国民年金の加入手続が行われたと推認されることから、母親が昭和45年4月に加入手続を行ったとする請求者の陳述内容と符合しない上、オンライン記録における最初の国民年金の被保険者資格取得日及び請求者が所持する年金手帳に記載された初めて国民年金の被保険者となった日は、いずれも昭和52年7月1日となっており、同日より前に請求者が国民年金の被保険者資格を取得した形跡は無い。

また、請求期間②については、オンライン記録によると、請求者は、昭和57年3月31日にB社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後に国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認できるものの、当該資格取得日は昭和58年1月1日であり、上記年金手帳にも、昭和56年1月8日に国民年金の被保険者資格を喪失し、昭和58年1月1日に任意加入被保険者として被保険者資格を再度取得した記載が確認できる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

上述のとおり、請求者が請求期間①及び②において国民年金の被保険者となった形跡は見当たらず、ほかに被保険者となった事情もうかがえないことから、請求期間①及び②は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、請求者は、請求期間①の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、請求者の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする請求者の母親は既に死亡しているため、請求期間①の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である上、請求者が請求期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間①及び②について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。